

森林整備地域活動支援交付金事業完了確認検査要領

第1 趣旨

この要領は、森林整備地域活動支援交付金事業交付金（以下「交付金」という。）の交付の適正を期するための熊本県補助金等交付規則（昭和56年規則第34号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づく書類等の審査（以下「確認検査」という。）に関し、必要な事項を定める。

第2 確認検査

確認検査は、森林整備地域活動支援交付金事業実施要領（以下「要領」という。）第9条の規定に基づく完了届の提出があった後に実施する。

第3 検査員

確認検査は、所管の広域本部長等（熊本市、宇城地域振興局管内の市町村及び上益城地域振興局管内の市町村においては、上益城地域振興局。阿蘇地域振興局管内及び球磨地域振興局管内の市町村においては、各地域振興局。以下同じ。）が必要と認めて命じた職員（以下「検査員」という。）が行う。

第4 立会人

確認検査は、交付金の交付申請者（以下「申請者」という。）の立会のうえ実施する。

第5 確認検査の方法

1 検査員が行う書類等の審査

- (1) 要領別紙に規定する事業については、完了届、協定書、報告書、森林経営計画書、その他の関係書類について、別表に定める検査基準に基づき、完了届に記載された事項の照合確認を行う。
- (2) 市町村が実施する推進事務については、交付金交付申請等事業執行に係る事務に関する書類、予算の支出状況を示す書類等について確認を行う。

2 検査員が行う現地確認

現地調査等（以下「現地確認」という。）は必要に応じて行うものとし、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官。以下「国要領」という。）第1の3の別表2のIの2の1の（2）の⑤のウの規定に準じて行う。

- 3 検査において基準を満たしているか明らかでない場合は、検査員が必要と認める資料の追加等の指示を行い、前項までの確認を行う。

第6 現地確認一覧表

検査員は、第1号様式により確認検査を行うとともに、第5の2の規定による現地確認を行った場合は、現地確認一覧表（第2号様式）を作成し、保管しておくこととする。

第7 確認検査復命等

- 1 検査員は、検査終了後速やかに、検査復命書に確認検査調書（第2号様式）を添えて知事に復命しなければならない。
- 2 広域本部長等は、規則第13条及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第13条の規定に基づく実績報告書を受領したときは、当該実績報告書に次に掲げる書類を添えて速やかに農林水産部長に進達するものとする。
 - (1) 検査復命書の写し
 - (2) 確認検査調書の写し

附 則

- 1 この要領は、平成23年2月23日から施行し、平成22年度事業から適用する。
- 2 熊本県森林整備地域活動支援交付金事業及び熊本県森林整備地域活動支援推進事業完了確認検査要領（平成16年3月19日付け林政第2625号）は、廃止する。
- 3 この要領は、平成24年2月23日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成25年2月22日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月9日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月24日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月24日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 20 日から施行し、平成 29 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 7 日から施行し、平成 30 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 16 日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 23 日から施行し、令和 2 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 4 日から施行し、令和 5 年度事業から適用する。